

所得税、市・県民税 の申告はお早めに！



鈴鹿税務署からのお知らせ

問合せ先

鈴鹿税務署 (☎059-382-0351)

※自動音声で案内していますので、確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

【申告と納税の期限】

●所得税・贈与税

3月15日(月)

●消費税及び地方消費税

3月31日(水)

※所得税、消費税及び地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場

と き

2月2日(火)～3月26日(金)

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く

※申告相談には「**入場整理券**」が必要となります。なお、受付は午後4時までとなりますが、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。あらかじめご了承ください。

ところ

イオンモール鈴鹿2階「イオンホール」

※午前9時～10時の確定申告会場入口は、専門店街南入口のみになります。

▷新型コロナウイルス感染症対策の一環として、会場の混雑緩和のため、日時が指定された「**入場整理券**」を会場で当日配付します(オンラインで事前に入手できる仕組みも導入予定)。詳しくは、今後、国税庁ホームページ等で案内します。

▷申告会場の混雑緩和のため、会場開設期間を例年とは変更して3月26日(金)までとしますが、所得税・贈与税の申告義務のある人の申告と納税の期限は、3月15日(月)となっていますのでご注意ください。

▷2月2日(火)～3月26日(金)は、鈴鹿税務署において申告書の作成指導は行いません。

▷1月4日(月)～2月1日(月)は、鈴鹿税務署で申告相談を行います(1月4日(月)～19日(火)は事前予約、1月20日(水)～2月1日(月)は入場整理券が必要となります。[令和2年中に事前予約した人を除く])。

自宅のパソコン・スマートフォンからのe-Taxによる申告をぜひご利用ください

確定申告会場へ行かなくても、自宅のパソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、申告書が簡単に作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ([URL http://www.nta.go.jp/](http://www.nta.go.jp/))をご覧ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードまたはe-Tax用のID・パスワードを使用してe-Tax送信することができます。また、作成した申告書を印刷し、郵送などで税務署に提出することもできます。

※マイナンバーカードを使用してe-Tax送信する場合は、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

※e-Tax用のID・パスワードは、運転免許証などの本人確認書類を持参の上、お近くの税務署で事前に取得してください。

※申告書を郵送する場合は、申告書に本人確認書類の写しの添付が必要になります。



申告書等の送付について

前年に申告書等用紙が送付されている人のうち、令和元年分の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を右記の会場で提出した人は、令和2年分の確定申告から、申告書等用紙の代わりに「確定申告のお知らせ」が送付されます。

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など、確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきまたは通知書です。

※「確定申告のお知らせ」が送付される人には、申告書や青色申告決算書、収支内訳書などは送付されません。必要な場合は、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

- 亀山市等の地方公共団体による相談会場
- 税理士会による無料相談会場
- 青色申告会による相談会場

1. 亀山市での申告相談受付のご案内

【市役所】

2月16日(火)～3月15日(月)

午前8時30分～午後4時

(土・日曜日、祝日を除く)

※午前8時から番号札を配布します。

【関支所】

2月16日(火)～3月15日(月)

午前8時30分～11時30分、

午後1時～4時

(土・日曜日、祝日を除く)

※午前8時から番号札を配布します。

【地区コミュニティセンターなど】

相談日	地区	時間	会場
2月1日(月)	神辺	午前9時～午後4時	神辺地区 コミュニティセンター
2月2日(火)	昼生	午前9時～午後4時	昼生地区 コミュニティセンター
2月3日(水)	野登	午前9時～午後4時	野登地区 コミュニティセンター
2月4日(木)	井田川	午前9時～午後4時	井田川地区北 コミュニティセンター
2月5日(金)	川崎	午前9時～午後4時	川崎地区 コミュニティセンター
2月8日(月)	白木	午前9時～11時30分	下白木公民館
	小川	午後1時30分～4時	小川地区 生活改善センター
2月9日(火)	天神・和賀 南部	午前9時～午後4時	天神・和賀地区 コミュニティセンター
	東部	午前9時～午後4時	東部地区 コミュニティセンター
2月10日(水)	加太	午後1時30分～4時	林業総合センター
	井田川	午前9時～午後4時	井田川地区北 コミュニティセンター

ご注意!

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養する人、海外の年金の確定申告をする人、令和元年分以前の確定申告をする人は、市役所・関支所・各地区コミュニティセンターなどでは確定申告相談を受け付けることができませんので、鈴鹿税務署へお尋ねください。

※各地区コミュニティセンターなどは、午前8時30分に開場します。

※市役所・関支所は大変混雑しますので、お近くの申告会場をご利用ください。

申告に使用する各種書類は、1月18日(月) 前後に市役所・関支所に設置します。

2. 確定申告会場のご利用時は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

- ・ 来場時は、必ずマスクを着用してください。
- ・ 入場時は、手指のアルコール消毒・検温にご協力ください。
- ・ 記入に使用するボールペンをご持参ください。
- ・ 37.5℃以上の発熱がある人は、申告相談をお断りさせていただきます。
- ・ 発熱等の症状がある人や体調の優れない人は、来場を控えてください。
- ・ できる限り少人数でお越しください。



3. 所得税の確定申告が必要な人(主な例)

令和2年中に営業・農業・不動産所得のある人や各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が、所得控除(扶養控除、基礎控除等)の合計額を超える人	
令和2年中に給与収入がある人で	給与収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与以外の所得の合計額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
令和2年中に公的年金収入がある人で	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は、確定申告の申告義務はありません。

4. 確定申告をすれば所得税が戻る人

所得税を納め過ぎた人は、還付申告をすることができます。

【主な例】

▷所得が給与と所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄附金控除等を受けられる人

▷所得が給与と所得のみの人で、年末調整を受けていない人

▷総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人

▷予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人

※上記の内容であっても、計算結果により納付になる場合があります。

※申告義務のない人が行う令和2年分の還付申告は、令和3年1月1日から令和7年12月31日まで行うことができます。

5. 市・県民税の申告が必要な人

令和3年1月1日時点で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人

▷事業所得(営業等・農業)、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡所得、一時所得または山林所得がある人

▷勤務先から給与支払報告書の提出が無い人

▷医療費控除など各種控除の申告をする人

▷給与所得または公的年金所得のあった人で、ほかの所得がある人

(他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。)

▷特定配当等所得、特定株式等譲渡所得を確定申告する人で、所得税と異なる課税方法を選択する人

※所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、市税証明の交付、国民健康保険税などの算定や軽減、がん検診等の検診無料対象者券の発行に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

※前年度に市・県民税の申告をした人へは、市・県民税申告書を1月下旬に郵送します。

6. 確定申告および市・県民税の申告相談に必要なもの

① 収入所得に関する書類

収入・所得の種類	必要なもの
営業・農業 不動産所得	収支内訳書(収入および支出を明らかにできるもの)※事前に作成してお持ちください。
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本、支払通知書の原本などのその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などのその所得を証明する書類

※配当所得について、多数の支払通知書をお持ちの場合は、所得の内訳書を作成してお持ちください。

③ 共通して必要なもの

必要なもの
個人番号確認書類(マイナンバーカードおよび通知カードなど)、身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、印鑑(認印)、還付申告をする人は、還付金の受取口座が分かるもの(通帳など)

※申告内容によって、上記(①収入・所得に関する書類、②控除に関する書類、③共通して必要なもの)のほかに書類が必要になる場合があります。

※収入・所得に関する書類の一部は、確定申告書作成後にお返しします。

② 控除に関する書類

必要なもの
国民健康保険税、介護保険料などの支払金額が分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、寄附金の受領証など控除を受けるための金額を証する書類など

※医療費控除を申告する場合は、**年間の支払額を集計した「医療費控除の明細書」が必要になりますので、事前に作成してお持ちください。**

※領収書の添付や提示のみでは、**医療費控除を受けられません。**

※寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

確定申告、市・県民税申告には、
マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。

- ▷申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。
- ▷マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認・身元確認)が可能



※自宅などからe-Taxで申告書などを送信すれば、別途、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない人

①番号確認書類(申告者のマイナンバーを確認できる書類)

- 通知カード
- 住民票の写し、または住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)などのうちいずれか1つ



②身元確認書類(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)

- 運転免許証
- 身体障害者手帳
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証
- などのうちいずれか1つ



7.国民健康保険の医療費通知(医療費のお知らせ)について

国民健康保険に加入中の人に、令和2年分の医療費通知を発送します。

診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用してください。また、確定申告の医療費控除の申告手続きで医療費控除の明細書として活用することができますので、使用する場合は、次のことにご注意ください。

▷医療費控除の申告には、医療費通知原本の添付が必要です。再発行はできませんので、大切に保管してください。

▷令和2年1月~11月の受診分を今年2月に、令和2年12月の受診分を3月に郵送します。

※医療費通知が届く前に確定申告をする場合は、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。

▷医療費通知に記載されていないものは、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。

※申告に使用した領収書などは、申告期限から5年間保存する必要があります。

※医療費控除の対象にならない領収書もあります。詳しくは、鈴鹿税務署または税務課市民税グループへお問い合わせください。

▷あんま、はり、きゅうなどの施術や、コルセット等の装具の購入などは、医療費通知に医療機関名が記載されていませので、領収書に基づき医療費通知に補完記入してください(補完記入に使った領収書は、確定申告時に提示が必要)。

▷支払額には、診療報酬明細書(レセプト)などの診療点数から計算した自己負担相当額が記載されていますので、領収書と金額が異なる場合があります。また、高額療養費などの給付を受けた分が含まれていますので、その場合は確定申告の際に差し引く必要があります。



8. 確定申告および市・県民税申告のお問い合わせ先について

問合先

確定申告の相談…鈴鹿税務署(☎059-382-0351)

市・県民税申告の相談…税務課市民税グループ(☎84-5011)

国民健康保険の医療費通知について…市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

令和3年度からの市・県民税に適用される主な税制改正

1 給与所得控除、公的年金控除額の改正

給与所得控除および公的年金等控除額が、一律10万円引き下げられます。

2 基礎控除額の改正

基礎控除額は一律で33万円でしたが、次のとおり改正されました。

合計所得金額	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円	43万円
2,400万円超2,450万円以下		29万円
2,450万円超2,500万円以下		15万円
2,500万円超		なし

3 調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除額が0円に改正されました。

4 扶養控除等の所得金額要件の改正

扶養親族等の合計所得金額要件が、次のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	改正前(合計所得金額)	改正後(合計所得金額)
同一生計配偶者および扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

5 所得金額調整控除の創設

A、Bのいずれかに該当する人は、所得金額調整控除が適用されます。

A: 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかにあてはまる人

- ①特別障害者に該当する人
- ②23歳未満の扶養親族を有する人
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する人

Aに該当する人の所得金額調整控除額計算式

(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10% = 所得金額調整控除額

B: 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える人

Bに該当する人の所得金額調整控除額計算式

(給与所得控除後の給与等の金額[10万円を超える場合は10万円] + 公的年金等に係る雑所得の金額[10万円を超える場合は10万円]) - 10万円 = 所得金額調整控除額

6 ひとり親控除の創設

現に婚姻をしていない人(未婚の場合を含む)または配偶者の生死が明らかでない人のうち、次のすべてに該当する人は、ひとり親控除(控除額30万円)が適用されます。

- ①生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除き、前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が48万円以下の人)を有する人
- ②前年の合計所得金額が500万円以下である人
- ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人(住民票上の世帯に、納税義務者との続柄が「未届の夫」または「未届の妻」に相当する人がいないこと)

7 寡婦(寡夫)控除の改正

寡婦控除については、扶養親族を有する人も、合計所得金額が500万円以下でないと寡婦控除を受けられないようになります。また、寡夫控除・特別寡婦控除は、ひとり親控除の創設により廃止になります。令和3年度からの寡婦控除(26万円)の要件は、次のとおりです。

夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次のすべてに該当する人

- ①扶養親族(他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除き、前年の合計所得金額が48万円以下の人)を有する人
- ②前年の合計所得金額が500万円以下である人
- ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人(住民票上の世帯に、自身との続柄が「未届の夫」または「未届の妻」に相当する人がいないこと)

※夫と死別した後、婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない人については、②、③の条件を満たしていれば控除対象となります。

8 非課税措置に係る所得要件の引き上げ

非課税措置に係る所得要件が、次のとおり改正されました。

措置の区分	改正前(合計所得金額)	改正後(合計所得金額)
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税	125万円以下	135万円以下
均等割の非課税	扶養親族なしの場合 28万円以下 扶養親族ありの場合 $28万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者および扶養親族の合計数}) + 16万8千円$ 以下	扶養親族なしの場合 38万円以下 扶養親族ありの場合 $28万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者および扶養親族の合計数}) + 26万8千円$ 以下
所得割の非課税	扶養親族なしの場合 35万円以下 扶養親族ありの場合 $35万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者および扶養親族の合計数}) + 32万円$ 以下	扶養親族なしの場合 45万円以下 扶養親族ありの場合 $35万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者および扶養親族の合計数}) + 42万円$ 以下

9 家内労働の特例の必要経費最低保障額の改正

家内労働の特例の必要経費最低保障額が、65万円から55万円に改正されました。

問合先 税務課市民税グループ(☎84-5011)